

入 札 書 (第 回)

- 1 入 札 番 号 静美企 第 3 号
- 2 入 札 産 品 令和7年度 静岡県立美術館で使用する電気
- 3 需 要 場 所 静岡県静岡市駿河区谷田 53 番 2 号 静岡県立美術館

上記産品を下記の金額となる単価で供給したく、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

令和7年2月6日

発注者 静岡県知事 鈴木康友 様

住 所

入札者

商号又は名称
氏 名

印

代 理 人

印

以下の場合は無効となります。

- ①消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した「月別計算書」（消費税及び地方消費税の課税業者は、同税を含んだ額）の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額と等しくなるように記載されていない場合
- ②「月別計算書」の月別請求予定額の内訳と太枠計が一致しない等計算誤りがある場合
- ③「入札書別紙」に基づいて「月別計算書」が計算されていない場合

(参考例)

回数の別を記入

入 札 書 (第 1 回)

1 入 札 番 号 静美企 第 3 号

2 入 札 産 品 令和7年度 静岡県立美術館で使用する電気

3 需 要 場 所 静岡県静岡市駿河区谷田 53 番 2 号 静岡県立美術館

上記産品を下記の金額となる単価で供給したく、申し込みます。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	6	7	

・消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した「月別計算書」(消費税及び地方消費税の課税業者は、同税分を含んだ額)の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額と等しくなるように記載すること。

入札の日を記入

令和7年2月6日

発注者 静岡県知事 鈴木康友 様

委任の場合、押印はしない

入札者 住所 〇〇県△△市××町◎◎番地
商号又は名称 株式会社 ●●
氏 名 代表取締役 ×× ◎◎

印

代 理 人

□□ □□

印

委任の場合は、代理人の
記名と押印が必要

入札書別紙

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

--

2 各料金ごとの計算方法

--

3 各料金単価

--

4 各料金区分

--

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙(参考例) (燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

毎月の電気料金 (取引に係る消費税及び地方消費税を含んでおります。)
＝基本料金＋電力量料金＋
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

2 各料金ごとの計算方法

(各料金単価には取引に係る消費税及び地方消費税を含んでおります。)
基本料金＝基本料金単価×契約電力×(185%－力率)
電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整単価×使用電力量
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
＝賦課金単価×使用電力量

※入札金額の算定においては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと。

3 各料金単価

(各料金単価には消費税及び地方消費税を含んでおります。)
基本料金単価 使用規模 1 ヶ月、1 kW あたり 〇,〇〇〇円

電力量料金単価 夏 季 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
1 kWh あたり 〇〇.〇〇円
その他季 4 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 10 月 1 日から 3 月 31 日まで
1 kWh あたり 〇〇.〇〇円

燃料費調整単価 静岡県立美術館の地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費調整単価とする。
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金 経済産業省告示に基づき算定された値とする。

4 各料金区分

夏 季 7 月 1 日から 9 月 30 日までとする。
その他季 4 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入 札 書 封 緘 方 法

以下の方法により入札書を封緘してください。

なお、封緘に使用する封筒は、別途作成する必要はなく
市販のものを使用して頂いて結構です。

(封筒表面)

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）

2月6日開札（入札）

〔静岡県立美術館 電気の入札書在中〕

第 1 回 入札

※入札の回数を記入すること

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）

2月6日開札（入札）

〔静岡県立美術館 電気の入札書在中〕

第 2 回 入札

入札辞退届

※1回目の入札で落札者が決定しない場合に、2回目の入札で辞退をする者は、入札辞退届を提出すること。郵送で入札書類を提出する者は、2回目の入札用の封書内に入札辞退届を封入すること。

(封筒裏面)

